

議案第30号

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例（平成24年三田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 三田市に所在する事務所又は事業所に勤務する者のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者（農業を生業としている者を除く。）

(3) 三田市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者（農業を生業としている者を除く。）

第7条中「20,000円」を「次の表の左欄に掲げる面積に応じ、同表の右欄に掲げる額」に改め、同条に次の表を加える。

| 1区画当たりの面積 | 1年間の使用料 |
|-----------|---------|
| 15㎡ | 12,000円 |
| 30㎡ | 20,000円 |
| 60㎡ | 30,000円 |

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項本文の規定により延長して農園を使用する使用者のうち、連続して使用する使用者に係る3年以降の1年間の使用料は、前項の表の左欄に掲げる面積に応じ、同表の右欄に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。